

愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画（平成29年2月改定）

1. 計画策定の目的

- 本県ではこれまで、主に海岸管理者等、海岸線に位置する市町、市民団体、ボランティア等が個々に、あるいは連携して海岸清掃や漂着物の回収撤去を実施。
- 海岸漂着物処理推進法及び国の基本方針に基づき、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容、関係者の役割分担と相互協力に関する事項等を定め、地域の海岸漂着物対策の基本的な方向性を示した、「愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画」を平成24年1月に策定し、総合的、効果的に海岸漂着物対策を推進することにより、本県海岸の良好な景観や環境の保全を図ってきた。
- 計画策定から5年が経過し、重点区域の見直しの必要性や、海岸漂着物等に加えて、漂流ごみ及び海底ごみの回収並びにその適正な処理に積極的に取り組む必要があるとともに、新たな海洋汚染として国際的に問題視されているマイクロプラスチック問題にも対応するため、「愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画」を改定し、効果的かつ効率的な海岸漂着物対策を推進していくものである。

2. 海岸の特徴

- 愛媛県の海岸は大きく 3 つのエリアに区分。

【燧灘沿岸】

瀬戸内海に面し海岸は遠浅。「日本の渚 100 選」等に選ばれる美しい砂浜海岸や、カブトガニ繁殖地等の豊かな自然。台風による被害は比較的少ないが、高潮偏差が大きく漂着物がもたらされる要因。自然と文化が残され、産業・レクリエーションが活発な地域。

【伊予灘沿岸】

沿岸東部は比較的平坦な砂浜海岸が多いが、沿岸西部は山が海に迫り海岸線は変化に富む。台風や季節風により高波が発生するほか、高潮偏差が大きく漂着物がもたらされる要因。漁業、産業利用、レクリエーションなど多様な利用がされる中、美しい自然や貴重な自然が残されている地域。

【豊後水道東沿岸（宇和海沿岸）】

自然海岸が多く、熱帯、亜熱帯性魚類等の生息域としても貴重な地域。豊後水道は外洋からの風波や高潮の影響を受けやすく、漂着物がもたらされる要因。豊かな自然環境を活かした観光・レクリエーション拠点や漁業の場として広く利用されている地域。

3. 海岸漂着物対策の基本理念

愛媛県は、「愛のくに愛顔（えがお）あふれる愛媛県」を基本理念として新たな愛媛づくりを推進。この実現に向け、本計画により多様な主体が連携して本県の海を守っていく。

人々に潤いと憩いを与える愛媛の美しい海をみんなで守る

4. 海岸漂着物対策の基本方針

(1) 海岸漂着物等の円滑な回収及び処理の推進

海岸管理者等の処理責任、市町及び他府県との協力、海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項等を定め、海岸漂着物等の円滑な回収撤去、適正な処理・処分を図る。

(2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制の推進

3R の推進、発生の状況及び原因に関する実態把握、県民・事業者の意識啓発の推進等を定め、海岸漂着物等となり得るごみの発生抑制を図る。

5.海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

(1) 重点区域の設定方針

重点区域は、漂着物等により景観や環境の保全、港湾の利用、レクリエーション等に際して支障を来すことが予測され、重点的に対策を講じる必要がある海岸を示し、継続的な調査や海岸のクリーンアップを行い、将来にわたり地域資源としての価値を保持していくことを目的として設定する。

【重点区域設定基準】

- ①自然公園地域に含まれる海域に面する海岸や海水浴場など、観光資源や景観資源として、環境や景観の保全を積極的に実施していく必要のある区域
- ②背後地が、経済活動が活発で、人口が密集していることから、生活する人々の日常的な憩い・レクリエーションの場や環境教育・環境学習の場として海岸の美化を積極的に実施していく必要のある区域
- ③漁業活動が活発であり、海岸及び海域の環境を積極的に保全し、水産資源を維持していく必要のある区域

(2) 重点区域

海岸漂着物対策を重点的に推進する必要がある区域（重点区域）は、重点区域の設定基準により、県内海岸全域とする。

(3) 重点区域における海岸漂着物対策の内容

- ①回収・処理実施地域
 - 毎年度、海岸管理者等が地域の実情に応じて重点区域から選定する。
 - 海岸漂着物等の量及び質、自然的条件や海岸の利用状況、社会的条件等について検討して選定する。
- ②海岸漂着物等の回収・処理
 - 人力では回収が困難な重さのもの、大量に流れ着いたものを回収する場合、危険な場所での作業を伴う場合は、海岸管理者等が主体となって迅速な回収に努める。
 - 人力で容易に回収できるものについては、市町の協力や地域住民、民間団体などのボランティアによって行われる清掃活動により、回収を進める。

6.関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

(1) 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担

海岸漂着物対策は、国、県、市町、海岸管理者等、地域住民等の多様な主体が適切な役割分担の下で実施する。

- ① 国
 - ・海岸漂着物対策に関する総合的施策の実施、情報提供
 - ・財政上の措置
- ② 県
 - ・地域計画の管理
 - ・市町、国等、関係機関との連携
 - ・海岸漂着物対策に係る情報発信等の実施
 - ・3Rの推進
- ③ 市町
 - ・海岸漂着物等の処理等に関する協力
 - ・住民に対する海岸清掃活動への参加要請等の実施
 - ・3Rの推進
- ④ 海岸管理者等
 - ・海岸漂着物等の処理のため必要な措置
 - ・海岸漂着物等の状況把握
- ⑤ 地域住民、民間団体、事業者
 - ・海岸清掃活動への参加
 - ・廃棄物の適正処理
 - ・3Rの実践



(2) 海岸漂着物対策に関する関係者の連携・協力

○民間団体等との連携 ○愛ビーチ・サポーター制度の活用

7.海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他必要な事項

○モニタリングの実施 ○災害等の緊急時における対応 ○漂流ごみ・海底ごみ及びマイクロプラスチックへの対応 ○他の計画等との関係及び整合等 ○地域住民等の参画と情報提供 ○計画の見直し